

指定下水道工事店の新規申請のお知らせ

日野市下水道課

日野市指定下水道工事店の指定申請は以下の通り受付いたします。

1. 指定下水道工事店の指定申請受付

必ず電話予約をしてください。電話予約なしによる申請受付は行っておりません。
(土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業日です)

2. 指定下水道工事店の指定基準

東京都の区域内に営業所があること。
責任技術者を選任していること。
工事の施工に必要な設備及び器材を有していること

3. 指定申請手数料

指定下水道工事店の指定の申請 1件 10,000円

■ 東京都公営企業管理者発行の「排水設備工事責任技術資格者証」と「排水設備工事責任技術者証」があれば、日野市への責任技術者の登録申請は不要です。

4. 提出書類

◆ 各様式の添付書類を確認して下さい。

- 指定下水道工事店指定申請書 …(第1号様式)
- 営業所の平面図・写真・付近見取図 …(第2号様式)
- 選任責任技術者名簿 …(第3号様式)
- 設備及び器材調書 …(第4号様式)
- 営業所の所在地がある区市町村の、指定工事店証の写し

5. 指定下水道工事店の有効期限

指定日の属する年度から5年間(有効期限が過ぎたら、更新手続きが必要です。)

6. 注意事項

当市では、指定下水道工事店と市が「公共下水道公共汚水ます及び取付管設置業務」の単価契約を取り交わします。これは、指定下水道工事店が行う排水設備切り替え工事の際、公共汚水ます又は取付管がない場合は、その指定下水道工事店がその業務を行うからです。

従って、指定下水道工事店の指定を受け、日野市に指名参加登録をして、単価契約を取り交わした後でなければ、公共汚水ます及び取付管の設置業務は行うことができません。

7. 問い合わせ先

日野市日野本町1-7-2 2階 〒191-0011 日野市下水道課経営係
電話 042-514-8317(直通)
FAX 042-506-2099
電子メール gesuif@city.hino.lg.jp